

農泊に取り組んでいる地域の皆様
農泊に取り組もうと考えている地域の皆様

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の 支援制度が新しくなります。

農泊を推進する地域の取組に対しソフト・ハード対策を一体的に支援する「農山漁村振興交付金（農泊推進対策）」について、**令和2年度より、支援内容に大きな変更及び追加を行う予定**ですの
でお知らせいたします。

※ 本件は令和2年度政府予算案に基づいており、成立した予算の内容に応じてお知らせした内容に変更があり得ることに
ご留意ください。

変更・追加のポイント

※ 各事業メニューの要件や支援内容の詳細については、裏面のほか、令和2年度概算決定に
係るPR資料（別紙1）、今後発出される事業実施要綱・要領、公募要領（令和2年度）
等をご確認ください。

<ソフト対策>

1 農泊推進事業（変更）

計画期間2年間における各年の上限助成額が変更になります。

従来：1年目上限800万円、2年目上限400万円

今後：**1年目、2年目とも上限500万円** ※ 令和元年度採択地域の2年目上限は従来どおり400万円です。

2 農泊地域高度化促進事業（継続） ※ 本事業は従来の制度を維持します。

3 人材活用事業（変更）

雇用できる人材の雇用前の居住地の条件が変更になります。

従来：地域外

今後：**地域外+三大都市圏及び政令指定都市以外**

※ 本変更は、「地域おこし協力隊」（総務省）との支援内容の重複を除くための措置です。三大都市圏及び政令指定都市に居住
する人材の活用をお考えの場合は、地域の所在する自治体にご相談いただき「地域おこし協力隊」の活用をご検討下さい。

4 農家民宿転換促進費（新規） ※ 裏面の活用例をご参照ください。

施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）を活用する農家民泊経営者（旅館業法の
営業許可を未取得の者に限る）に対し、農家民宿への転換促進費として、条件に応じ
経営者1名あたり最大100万円（定額）を助成します。

<ハード対策>

1 施設整備事業（活性化計画に基づかない）

地域毎に以下の①か②のどちらかを選択いただけるようになります。

① **中核法人・市町村実施型（継続）** ※ 本事業は従来の制度を維持します。

② **農家民泊経営者等実施型（新規）** ※ 裏面の活用例をご参照ください。

農泊推進事業を実施する等により、「地域協議会の設立」、「中核法人の設立」、
「宿泊・食事・体験の提供」が整った地域の農家民泊経営者等（旅館業法の営業許
可を未取得の者・取得済みの者）が実施する宿泊施設の改修に対し、**1地域あたり
上限5千万円、経営者1名あたり上限1千万円まで助成（助成率1/2）**します。

農家民泊経営者（旅館業法の営業許可が未取得の者に限る）は、本事業と併せて
農家民宿転換促進費による助成を受けることができます。

2 施設整備事業（活性化計画に基づく）（継続）

※ 本事業は従来の制度を維持します。

【補足事項】

- (1) 「農家民泊」の定義
「農家民泊」とは、宿泊料を徴収せず無償で居宅等に旅行者を宿泊させ、体験料を徴収して宿泊体験及び農林漁業体験を提供するもので、農家民泊を営む者を「農家民泊経営者」としています。
- (2) 「農家民泊経営者等」の定義
「農家民泊経営者等」とは、農家民泊経営者、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けて宿泊を提供する者、住宅宿泊事業法に基づく届出を行って宿泊を提供する者、及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（余暇法）に基づく農林漁業体験民宿業者の登録を行って必要な役務を提供する者をいいます。
- (3) 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）のメニューについて
 - ・ 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）は、以下のアとイに分類されます。
 - ア 旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備
 - イ 宿泊施設の質の向上のために必要な整備
 - ・ アについては、旅館業法の営業許可の取得のため（関係法令を含む）に最低限必要となる設備の改修（厨房設備、衛生設備等）に必要な費用への助成となりますので、**農家民泊経営者のみが支援対象**となります。
 - ・ イについては、個人旅行者によって好んで選択されるようになるような内装等、宿泊施設の質の向上に資する改修に要する費用への助成で、**農家民泊経営者等すべてが支援対象**となります。

施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）及び農家民宿転換促進費の活用例等

【事例①】 農家民泊を運営するAさんが事業費600万円で改修工事を実施

- ・ 旅館業法の許可を取得するために必要な厨房設備等の改修 : 250万円
 - ・ O T Aサイトの施設紹介で消費者の目を引くための寝室内装等の改修 : 350万円
- (上記工事での支援内容)
- ・ 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
事業費600万円×1/2=300万円 → 助成額300万円・・・①
 - ・ 農家民宿転換促進費での助成
許可取得に最低限必要な設備改修費用250万円×1/2=125万円>100万円
→ 助成額100万円・・・②
 - ・ **Aさんへの助成額** ⇒ ①+②= **400万円** (自己負担額200万円)

【事例②】 農家民泊を運営するBさんが事業費600万円で改修工事を実施

- ・ 旅館業法の許可を取得するために必要となる衛生設備等の改修 : 150万円
 - ・ インバウンド呼び込みのための個室シャワーユニットの設置 : 450万円
- (上記工事での支援内容)
- ・ 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
事業費600万円×1/2=300万円 → 助成額300万円・・・①
 - ・ 農家民宿転換促進費での助成
許可取得に最低限必要な設備改修費用150万円×1/2=75万円≤100万円
→ 助成額75万円・・・②
 - ・ **Bさんへの助成額** ⇒ ①+②= **375万円** (自己負担額225万円)

【事例③】 農家民宿を運営するCさんが事業費2,200万円で改修工事を実施

- ・ 旅館業法の営業許可取得済み
 - ・ 個人旅行者を呼び込むための魅力的な外装、内装等にするための改修 : 2,200万円
- (上記工事での支援内容)
- ・ 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
事業費2,200万円×1/2=1,100万円 >1,000万円
→ 助成額1,000万円・・・①
 - ・ 旅館業法の営業許可取得済み → 農家民宿転換促進費での助成なし・・・②
 - ・ **Cさんへの助成額** ①+②= **1,000万円** (自己負担額1,200万円)

※ 自己負担額の資金調達に関し、日本政策金融公庫の融資（別紙2）が活用いただけます（※本融資の活用は必須ではありません。）。